

区域計画の変更の認定申請書

令和8年 月 日

内閣総理大臣 殿

宮城県・熊本県国家戦略特別区域会議

令和8年6月10日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第9条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特区支援利子補給金の支給事業」に2事業追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

宮城県・熊本県 国家戦略特別区域 区域計画（変更案）

令和 8 年 9 月 8 日

宮城県・熊本県国家戦略特別区域会議

1 [略]

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

[(1)、(2) 略]

(3) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業

内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援

(国家戦略特別区域法第 28 条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業)

[①～⑤ 略]

⑥ 半導体関連産業の基盤強化に資する、りん青銅板・条の生産能力増強事業株式会社原田伸銅所が、主要メーカーの生産終了に伴う国内供給力の低下、半導体・電子部品等のサプライチェーンの混乱、海外材依存リスクの抑制のために、りん青銅板・条の生産能力増強を図る、半導体関連産業の高度化や活性化、雇用機会の増大等に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第 1 条第 4 号チに該当するもの）を行うことにより、半導体関連産業・先端技術における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。（宮城県）

⑦ 半導体関連産業の拠点形成に資する、半導体製造装置の製造施設整備事業株式会社山清工業九州が、世界的な半導体需要の拡大に対応した、半導体のレジスト塗布現像等に用いる半導体製造装置の生産能力増強及び高性能な次世代装置製造のための新工場の整備等を通じて、半導体の品質の向上や安定供給を図る、半導体産関連産業の高度化や活性化、雇用機会の増大等に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第 1 条第 4 号チに該当するもの）を行うことにより、半導体関連産業・先端技術における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。（熊本県）

(4) [略]

[3、4 略]

新旧対照表

宮城県・熊本県 国家戦略特別区域 区域計画

改正後	改正前
1 [略] 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 [（１）、（２） 略] （３）名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業 内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援 （国家戦略特別区域法第28条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業） [①～⑤ 略] ⑥ <u>半導体関連産業の基盤強化に資する、りん青銅板・条の生産能力増強事業</u> <u>株式会社原田伸銅所が、主要メーカーの生産終了に伴う国内供給力の低下、半導体・電子部品等のサプライチェーンの混乱、海外材依存リスクの抑制のために、りん青銅板・条の生産能力増強を図る、半導体関連産業の高度化や活性化、雇用機会の増大等に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第1条第4号チに該当するもの）を行うことにより、半導体関連産業・先端技術における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。（宮城県）</u>	1 [同左] 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 [（１）、（２）同左] （３）名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業 内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援 （国家戦略特別区域法第28条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業） [①～⑤ 同左] [加える。]

⑦ <u>半導体関連産業の拠点形成に資する、半導体製造装置の製造施設整備事業株式会社山清工業九州が、世界的な半導体需要の拡大に対応した、半導体のレジスト塗布現像等に用いる半導体製造装置の生産能力増強及び高性能な次世代装置製造のための新工場の整備等を通じて、半導体の品質の向上や安定供給を図る、半導体産関連産業の高度化や活性化、雇用機会の増大等に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第1条第4号ちに該当するもの）を行うことにより、半導体関連産業・先端技術における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。（熊本県）</u> （４） [略] [3、4 略]	[加える。] （４） [同左] [3、4 同左]
---	--